

災害時における相互応援に関する協定

福島県矢祭町（以下「甲」という。）と茨城県大子町（以下「乙」という。）は、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙のいずれかの地域に大規模な自然災害及び火災等（以下「災害等」という。）が発生し、その災害等により当該地域が被災した場合において、単独では被災住民に十分な救護等の措置が実施できないときの相互の連携・協力による応急対策等（以下「応援」という。）を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材等の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の貸与
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等施設の相互利用
- (6) 被災者に対する住宅の提供及びあっせん
- (7) 連絡業務、発注業務等の事務処理の協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるもの

（応援要請の手続）

第3条 応援を受けようとする自治体は、次の事項を電話等により要請し、後日災害応援要請書（様式は任意とする。）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び応援場所への経路
- (3) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種別人員及び派遣期間

(5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、希望する被災者の世帯数、人員及び期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項等
(経費の負担)

第4条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、職員等の派遣に要する経費については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第5条 甲及び乙は、あらかじめ応援要請に関する担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互提供するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、甲及び乙が既に締結している他の相互応援協定に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年11月1日

甲 福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本66番地
矢祭町長 佐川 正一郎

乙 茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地
大子町長 高梨 哲彦